

千社教連第26号  
令和6年1月19日

千葉県生涯学習審議会長 様

千葉県社会教育委員連絡協議会  
会長 二宮 義文  
(公印省略)

千葉県社会教育委員連絡協議会理事の推薦について (依頼)

寒冷の候、貴職におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。  
また、日頃より本会の活動に対し、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。  
さて、当協議会では、会則第6条の3及び第10条の1により、貴審議会から2名の理事を御選出していただいております。現在、式場 敬子 委員、及び松本 明子 委員に理事を務めていただいております。

このたび、当協議会役員の2年間の任期が満了となりますので、下記により、貴審議会より適任者を御推薦いただきたくお願い申し上げます。

記

- 1 任 期 第15期千葉県生涯学習審議会委員在任中
- 2 千葉県社会教育委員連絡協議会理事の職務等について
  - ・年3回開催する理事会（5月、8月、2月）への出席・協議
  - ・代議員会（7月）、振興大会（10月）への出席
  - ・全国社会教育委員連合表彰選考会議（6月）への出席
  - ※理事は、千葉県生涯学習審議会委員から2名、県内12の地区連絡協議会等から1名、それぞれ選出されるものです。
- 3 提出書類 別紙「千葉県社会教育委員連絡協議会理事の推薦について」
- 4 推薦期限 令和6年2月6日（火）
- 5 回 答 先 千葉県社会教育委員連絡協議会 事務局宛て  
電子メール [skren\\_chiba@pref.chiba.lg.jp](mailto:skren_chiba@pref.chiba.lg.jp)
- 6 回答方法 別紙を電子メールにて御提出ください。

【担当】

千葉県社会教育委員連絡協議会事務局  
(千葉県教育庁教育振興部生涯学習課)  
社会教育主事 藤平 健太  
電話 043(223)4071  
FAX 043(222)3565  
E-mail: [skren\\_chiba@pref.chiba.lg.jp](mailto:skren_chiba@pref.chiba.lg.jp)

# 千葉県社会教育委員連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、千葉県社会教育委員連絡協議会という。

(事 務 所)

第2条 この会の事務所は、千葉県教育庁教育振興部生涯学習課内に置く。

(目 的)

第3条 この会は、県生涯学習審議会委員及び市町村の社会教育委員等の連絡・提携を強化し、その活動の充実をはかり、もって本県の社会教育の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 社会教育に関する研修
- 二 社会教育に関する情報交換
- 三 社会教育振興のための調査研究
- 四 その他目的達成に必要な事業
- 五 振興大会の開催

(組 織)

第5条 この会は、県生涯学習審議会委員及び市町村の社会教育委員等で構成される社会教育委員連絡協議会（以下「地区連絡協議会」という）の構成員をもって組織する。

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	3 名
理 事	若干名
監 事	2 名

- 2 会長、副会長は理事若しくは理事経験者から理事会にて選出し、代議員会の承認を得る。
- 3 理事は県生涯学習審議会委員から2名、各地区連絡協議会から1名、それぞれ選出されるものとする。
- 4 監事は代議員会において選出する。
- 5 役員任期は2年とし、再任することができる。
- 6 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は会務を総轄し、この会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の定めるところによりこの会の業務を行う。
- 4 監事は、この会を監査する。

(顧問)

- 第8条 この会に顧問を置くことができる。  
2 顧問は理事会の推薦により、代議員会で承認を得る。

(機関)

- 第9条 この会に次の機関を置く。  
一 代議員会  
二 理事会

(代議員会)

- 第10条 代議員会は、次の区分により選出された代議員により構成する。  
一 県生涯学習審議会委員 2名  
二 地区連絡協議会加入市町村 各1名  
2 代議員会は最高の議決機関であって年1回これを開くほか、必要に応じて会長が招集する。  
3 代議員会は代議員の過半数の出席を得て開催し、その議事は出席者の過半数により決するものとする。  
4 代議員は次の事項を決定する。  
一 会則の変更 二 事業計画  
三 予算及び決算 四 その他重要な事項

(理事会)

- 第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。  
2 理事会は、代議員会の決定に基づいて、業務上必要な事項を協議執行する。  
3 理事会は必要に応じて会長が招集する。

(会計)

- 第12条 この会の運営は、負担金及び事業収入をもってあてる。  
2 この会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

- 第13条 この会の事務を処理するため、事務局長及び必要な職員を置き、会長が委嘱する。

(附則)

昭和39年7月31日施行  
昭和57年7月20日一部改正  
平成10年7月16日一部改正  
平成12年7月14日一部改正  
平成15年7月11日一部改正  
平成23年7月12日一部改正  
平成30年7月12日一部改正  
令和2年7月9日一部改正  
令和4年3月22日一部改正